


ネパール王国
農産物市場開発計画
事前調査報告書

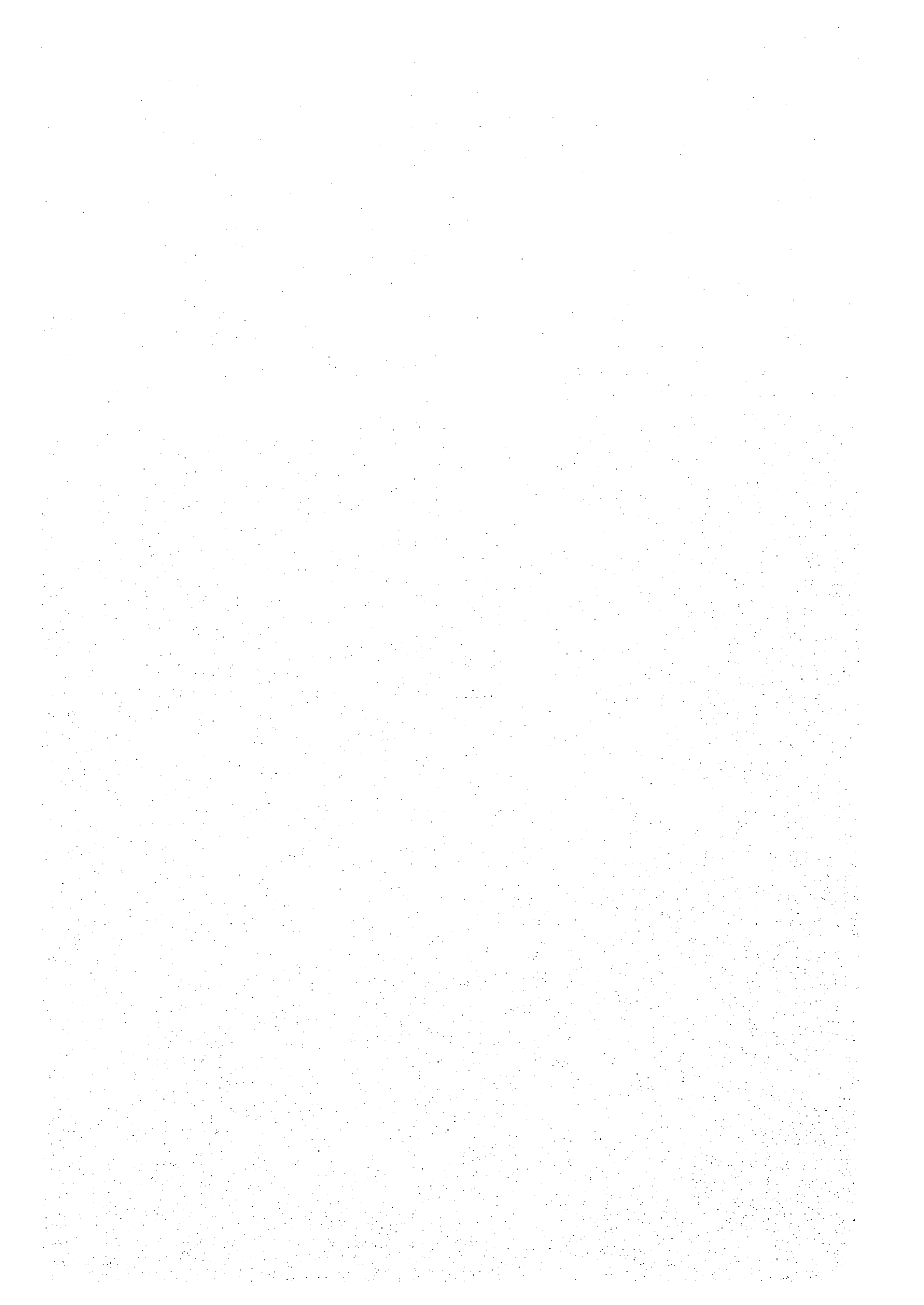
平成12年1月

JICA LIBRARY

J1155723(8)

国際協力事業団

農 産 物
J R
00-03

RY



ネパール王国
農産物市場開発計画
事前調査報告書

平成12年 1月

国際協力事業団



1155723(8)

序 文

日本国政府は、ネパール王国政府の要請に基づき、同国の農産物市場開発計画に係る開発調査を実施することを決定し、国際協力事業団がこの調査を実施することとなりました。

当事業団は、本格調査に先立ち、本格調査の円滑かつ効果的な実施を図るため、平成11年11月27日から12月10日の14日間にわたり、九州大学農学部農政経済学科教授 甲斐論 氏を団長とする事前調査団を現地に派遣しました。

同調査団は、ネパール王国政府関係者との協議並びに現地踏査を行い、要請背景・内容等を確認し、本格調査に関する実施細則 (S/W) に署名しました。

本調査報告書は、本格調査実施に向け、参考資料として広く関係者に活用されることを願い、とりまとめたものです。

終わりに、本調査にご協力とご支援をいただいた関係各位に対し、心より感謝申し上げます。

平成12年1月

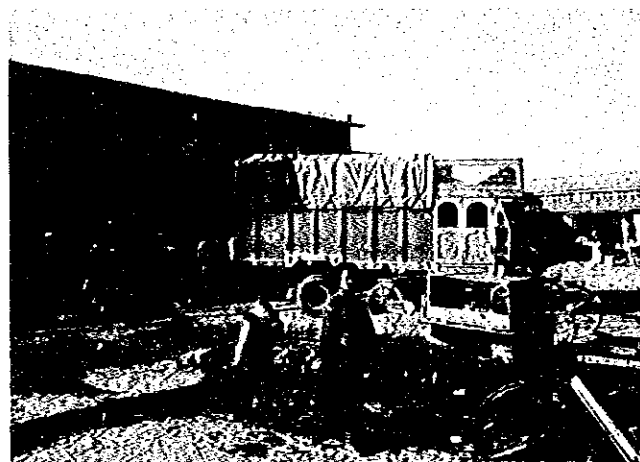
国際協力事業団
理事 後藤 洋



1. 卸売場は荷の積みおろしがしやすいようにプラットフォーム状になっている。(Kalimati中央卸売市場)



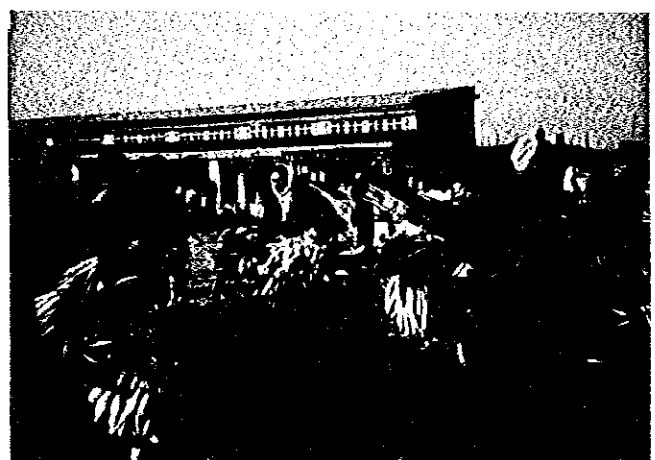
2. 現在、建設が進められているPokhara卸売市場。



3. インドはじめ遠方から運ばれてきた大ロットの農産物を扱う卸売店舗。写真はオレンジがトラックにてインドから入荷したところ。(Chitawan郡Narayanghat園芸作物卸売市場)



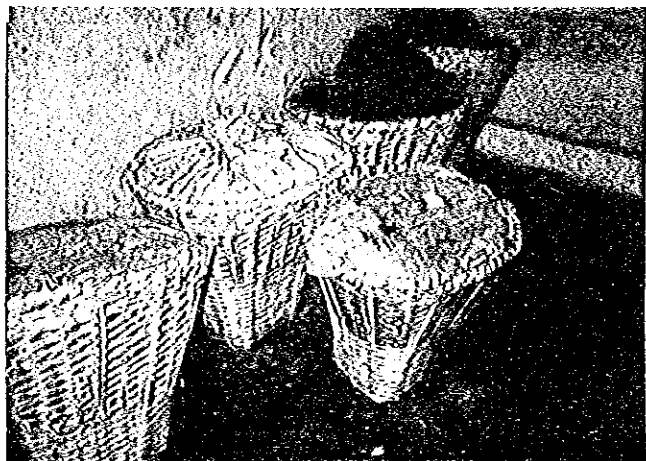
4. 近郊の生産地から運ばれてきた野菜を中心とした農産物を扱う卸売店舗。(Chitawan郡Narayanghat園芸作物卸売市場)



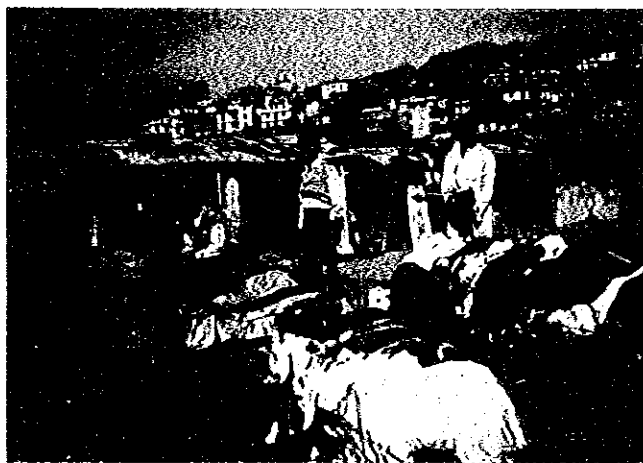
5. 買い出し人は、自転車や荷車等で買った商品を運び出す。(Chitawan郡Narayanghat園芸作物卸売市場)



6. 施設は貧弱であるが、葉菜類、タマネギ、ジャガイモ等の様々な野菜のほか、鶏肉や羊肉も扱っている。(Hetauda郡Birgunj農産物市場)



7. 農産物が生産者自身によってカゴで持ち込まれる。他の生産者のものと区別するために、それぞれには生産者の名前が記載されている。(Dhading郡Dhusa集出荷場)



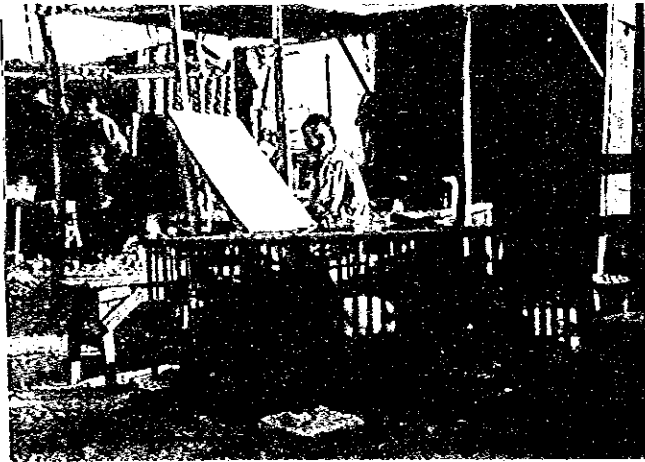
8. 国内やインドから運ばれた山羊を小売業者に販売する山羊卸売市場。(Kathmandu市内Ring Road沿い)



9. インド国境付近に位置する水牛市場。インドで飼養された水牛を集め、卸売業者が購入する。卸売業者が買い付けた後、生体のままKathmanduへ運ばれる。(Parsa郡Jitpur水牛市場)



10. 左手に見える山羊を販売状況に応じて、店内でと殺している。右手にぶら下がっているのが解体されたもの。(Hetauda郡小売市場)



11. 園芸作物から淡水魚、畜産物まで扱う総合的な小売市場。木製ケージ内は各種地鶏。順次店内でと殺・解体される。(Chitawan郡Bharatpur小売市場)



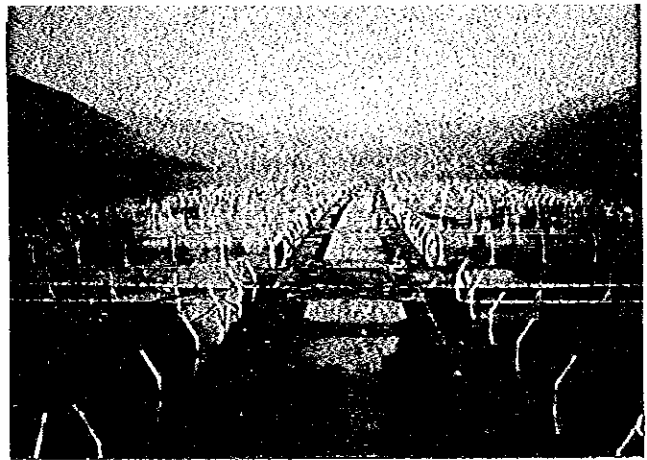
12. 500mlビニールパック牛乳製造装置を導入していた民間乳処理工場。(Hetauda市郊外)



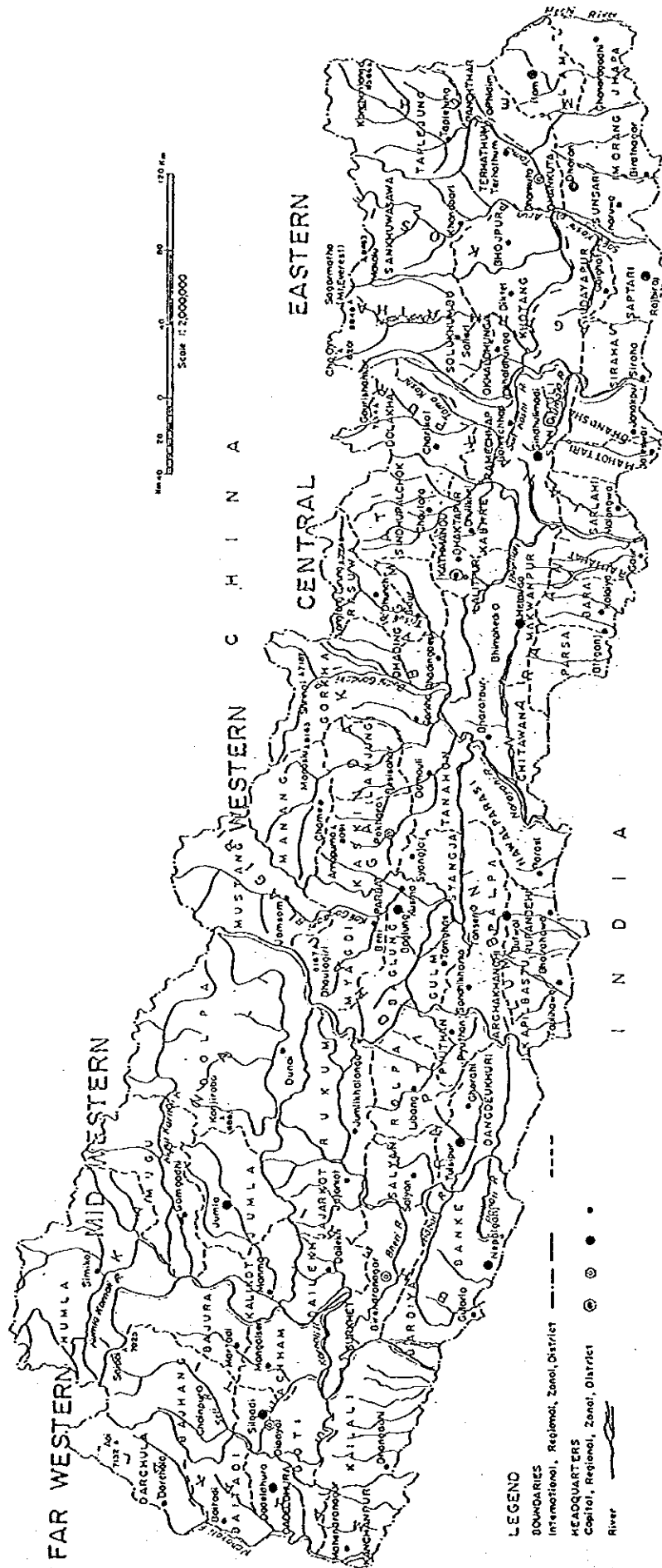
13. コイを中心に淡水魚を商う小売店が3店並んでいた。(Chitawan郡Bharatpur小売市場)



14. 道路沿いでコイを売っている。(Pokhara市内)



15. 我が国の協力により建設された淡水魚養殖所。ここではプロジェクト方式技術協力「淡水魚養殖計画」も実施された。(Pokhara市内Phewa湖)



調查対象地区位置図

図 表 一 覧

図 3 - 1 ネパール中央行政組織図

図 3 - 2 農業省行政組織図

図 3 - 3 農業局行政組織図

図 3 - 4 農業局郡事務所 (DADO) 組織図

図 3 - 5 市場開発課 (MDD) 組織図

図 3 - 6 畜産局組織図

図 3 - 7 地方市場運営委員会組織図 (Chitawan郡の事例)

図 5 - 1 ネパールにおける青果物流通のフローチャート図

図 5 - 2 全国既存農産物市場流通インフラ位置図

図 5 - 3 Kalimati卸売市場運営委員会組織図

表 3 - 1 Small Marketing Infrastructure Project 一覧

表 5 - 1 ネパールにおける青果物生産量の推移

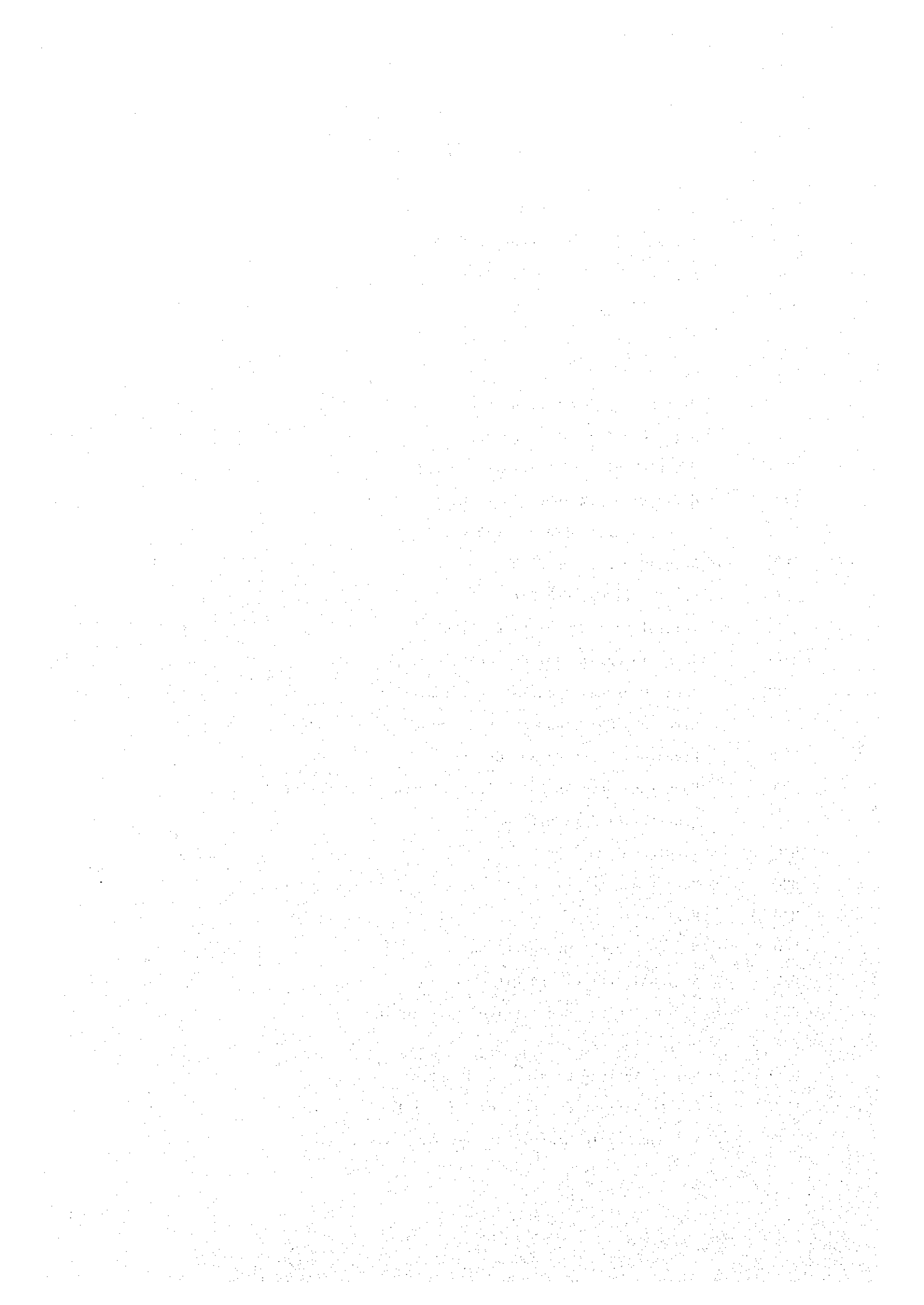
表 5 - 2 ネパールにおける青果物の1人当たり消費量の推移

表 5 - 3 全国既存農産物市場流通インフラ

表 5 - 4 Kalimati卸売市場における青果物の出荷地別入荷数量 (1997/1998)

略 語 表

ADB	Asian Development Bank
ADO	Agricultural Development Office
APP	Agriculture Perspective Plan
ASC	Agricultural Service Center
ASSC	Agricultural Service Sub-Center
C/P	Counterpart Personnel
DADO	District Agriculture Development Office
DDC	Daerah Development Corporation
DLSO	District Livestock Services Office
EIA	Environmental Impact Assessment
FAO	Food and Agriculture Organization
GDP	Gross Domestic Product
GNP	Gross National Product
IEE	Initial Environment Examination
JICA	Japan International Cooperation Agency
JOCV	Japan Overseas Cooperation Volunteers
LSC	Livestock Services Center
LSSC	Livestock Services Sub-Center
MDD	Market Development Division, Department of Agriculture, Ministry of Agriculture
M/M	Ministerial Meeting
MMC	Market Management Committee
M/P	Master Plan
NGO	Non-government Organization
RAD	Regional Agriculture Directorates
RLSD	Regional Livestock Services Directorates
S/W	Scope of Work
UNDP	United Nations Development Programme
UNCDF	United Nations Capital Development Fund
VDC	Village Development Committee



目 次

現地調査地域写真

調査対象地域位置図

図表一覧

略語表

第1章 事前調査の概要	1
1-1 目的	1
1-2 プロジェクト名と先方実施機関	1
1-3 調査団構成	1
1-4 調査日程	2
1-5 主な面会者	3
第2章 実施細則 (S/W) 協議概要	4
2-1 協議概要	4
2-2 実施細則 (S/W) 変更点概要	6
2-3 協議議事録 (M/M) 記載内容の概略	6
第3章 プロジェクトの背景	8
3-1 要請の背景と経緯	8
3-2 関係機関の概要	8
3-2-1 行政組織	8
3-2-2 農産物市場流通関連組織	10
3-3 他国援助機関の動向	10
第4章 ネパールの現況	20
4-1 基本概況	20
4-2 自然環境	21
4-3 社会経済	22
第5章 ネパールの農産物市場流通の現況及び問題点	24
5-1 園芸作物市場流通	24

5-2	畜産物市場流通	32
5-3	水産物市場流通	37
5-4	農村社会	40
第6章	本格調査の実施上の留意点	48
6-1	事前調査結果の総括	48
6-2	青果物市場流通	50
6-3	畜産物市場流通	51
6-4	水産物市場流通	52
6-5	農村社会	52
6-6	その他	53
附属資料		
資料1	要請書	57
資料2	実施細則 (S/W)	63
資料3	協議議事録 (M/M)	71
資料4	収集資料リスト	75

第1章 事前調査の概要

1-1 目的

ネパールの要請に基づき、農産物（園芸作物、家畜／畜産物及び水産物）に関し、既存及び実施中の市場流通計画のレビュー及び補足調査を実施し、産地集出荷体制の強化を含む全国農産物市場開発計画（M/P）を策定する。さらに、選定した開発ポテンシャルの高い地域（郡を想定）において、産地集出荷体制の整備を中心に市場流通システムの改善及びインフラ整備等を通じて、地域農産物市場を活性化するアクションプランを策定することを目的とする。

今回は、実施調査の実施細則（S/W）を協議、署名することを目的とした事前調査（S/W協議）である。

1-2 プロジェクト名と先方実施機関

(1) プロジェクト名

日本語名：ネパール王国農産物市場開発計画調査

英語名：The Study on the Agricultural Marketing Development Project,
the Kingdom of Nepal

(2) 先方実施機関

日本語名：農業省（農業局市場開発課）

英語名：(Marketing Development Division, Department of Agriculture)
Ministry of Agriculture

1-3 調査団構成

本件事前調査団の構成メンバーは以下の表のとおりである。(所属先及び役職は平成11年12月現在)

(1) 総括：

甲斐 諭 九州大学農学部農政経済学科 教授

(2) 青果物市場流通体制・制度：

辻 聡夫 農林水産省食品流通局市場課 市場財務係長

(3) 畜産物市場流通体制・制度：

廣川 治 農林水産省経済局技術協力課 課長補佐

(4) 農村社会／組織：

河田 健司 名古屋大学大学院国際開発研究科

(5) 調査企画：

1-4 調査日程

本事前調査は、以下の日程で行われた。

日付	曜日	宿泊地	調査内容
11月27日	土	Bangkok	団長：TG649 (福岡 12:00 → BANGKOK 15:50) 河田団員：TG645 (名古屋 10:30 → BANGKOK 15:15) その他：TG641 (成田 10:30 → BANGKOK 15:30)
28日	日	Kathmandu	TG319 (BANGKOK 10:30 → KATHMANDU 12:45)
29日	月	Kathmandu	09:30 農業省農業局表敬 09:45 農業省畜産局表敬 10:00 JICAネパール事務所表敬 11:15 大蔵省表敬 12:00 在ネパール日本国大使館表敬 14:00 第1回S/W協議 16:00 農業省次官補表敬
30日	火	Pokhara	移動：(KATHMANDU 10:30 → POKHARA 11:00) 11:30 プロジェクト方式技術協力「村落振興・森林保全計画」 プロジェクト事務所表敬・情報収集 14:00 DADO及びDLSOより情報収集 15:00 POKHARA市場視察
12月1日	水	Chitawan	07:45 淡水魚養殖現場視察 (プロジェクト方式技術協力「淡水魚養殖計画」プロジェクトサイト) 移動 (POKHARA → LAMJUNG) 14:30 JOCV (野菜) 活動現場視察 (BESHISAHAR)
2日	木	Hetauda	08:00 CHITAWANの卸売市場視察 10:30 CHITAWANのDADO及びDLSOより情報収集 13:30 CHITAWANの畜産物生産・加工工場視察
3日	金	Chitawan	10:30 JITPUR BIRGUNJ家畜市場視察 14:00 HETAUDAのDADO及びDLSOより情報収集
4日	土	Kathmandu	11:00 DHUSA/CHRAUDI (小規模集出荷センター) 視察
5日	日	Kathmandu	08:30 Kalimati Central Market視察
6日	月	Kathmandu	14:00 第2回S/W協議
7日	火	Kathmandu	10:00 M/M協議 16:00 S/W、M/M署名
8日	水	Kathmandu	09:30 在ネパール日本国大使館へ結果報告 団長：TG320 (KATHMANDU 13:50 → BANGKOK 18:15)
9日	木	Bangkok	09:00 JICAネパール事務所へ結果報告 他全団員：TG320 (KATHMANDU 13:50 → BANGKOK 18:15)
10日	金		廣川、辻、正永各団員：TG640 (BANGKOK 11:20 → 成田 13:35) 河田団員：TG738 (BANGKOK 01:30 → 名古屋 08:30)

1-5 主な面会者

現地における主な面会者は以下のとおりである。

【在ネパール日本国大使館】

小嶋 光昭	特命全権大使
家元 隆佳	二等書記官
Dr. BISHNU P. DHAKAL	Program Officer, Economic Cooperation Division

【JICAネパール事務所】

長谷川 謙	所長
矢部 哲夫	次長
藤井 智	所員
NARENDRA K. GURUNG	Senior Program Officer

【ネパール大蔵省 (Ministry of Finance)】

Mr. MADHAV P. GHIMIRE	Joint Secretary, Foreign Aid Co-ordination Division
-----------------------	---

【ネパール農業省 (Ministry of Agriculture)】

Dr. S. K. SHRESTHA	Joint Secretary, Planning Division
Mr. R. L. P. DHAMI	Director General, Department of Agriculture
Dr. P. SAPKOTA	Director General, Department of Livestock Services
Dr. P. B. SINGH	National Project Director, Small Marketing Infrastructure Project
Mr. G. R. JOSHI	Chief, Marketing Development Division, Department of Agriculture
Dr. D. P. PARAJULI	Planning Officer, Department of Livestock Services
Mr. RAMESH K. ADHIKARI	Section Officer, Planning Division

【JICA専門家】

佐々木 正雄	個別専門家 (畜産振興)
銚之原 節夫	個別専門家 (鶏病診断)
石村 勉	個別専門家 (家畜人工授精及び繁殖障害治療)
桂川 裕樹	チーフアドバイザー (村落振興・森林保全計画)
白井 克典	業務調整 (村落振興・森林保全計画)

第2章 実施細則 (S/W) 協議概要

2-1 協議概要

農業省次官補以下、農業局、畜産局より関係者が出席し、2回にわたり実施細則 (S/W) 協議を開催した。その中で、主な議論となった点は以下のとおりである。

ア 当方より、本件の上位計画及び目標年次について農業長期計画 (APP) を上位計画とし、これにあわせて目標年次を2015年とすることを確認したところ、先方より、APPで謳われている農業生産の増加に見合った農産物市場開発計画を期待している。また、APPの目標年次である2015年を本件でも目標年次とすることで問題ないとの説明があった。

イ 事前収集情報や現地視察の結果、本件に類似する他のドナーによる農産物市場開発事業が既にいくつか実施されており、またKathmandu地域ではマスタープラン調査が開始されるとの情報を得た。当方よりこれらと、本件とのデマケをどのように考えているのかを問うたところ、先方より、確かに、これまでFAOの調査に基づき最初にKathmanduのKalimati中央卸売市場が建設され、その後、小規模農産物市場開発事業としてPokharaの卸売市場 (建設中)、その他中央開発経済区において18の小規模事業がおこなわれた。しかし、これらは、現状の農産物生産量に見合ったものであり、将来15年後の状況には必ずしも見合っているとは言えない。特に、これまでの事業がハード中心で押し進められたこともあり、市場システムに依然不十分な点がある。本件では、こうしたシステム、市場間のリンケージ及び市場に関わる人々の役割を明確にして欲しいと説明があった。

ウ 当方より、本件調査の目的、対象地区及び対象農産物について、フェーズIでは、全国レベルについて、既存計画、調査及び開発事業を踏まえ、かつ統計データを中心として調査を行い、全国的なマスタープランを園芸作物、家畜/畜産物及び水産物について立案する。また、フェーズIIでは、園芸作物、家畜/畜産物及び水産物について地域特有の農産物を有する生産地を選定し、この生産地からローカルマーケットまでを対象に、主として集出荷体制の改善等を通じて生産地とローカルマーケットのつながりを強化するアクションプランを策定する。ただし、果樹及び野菜については、現在FAOがKathmandu地域のマスタープランを策定中であり、フェーズIIではKathmandu地域を対象外とすることを説明した。これに対して、先方からは、フェーズIIでは、生産地からローカルマーケットまでを対象としているが、ローカルマーケット以降の卸売市場について検討しないのかとの意見が出された。これについて、当方より、アクションプランでは、農業省が生産者を支援できる範囲ということでローカルマーケットまでを対象としているが、そこで生産される農産物がローカルマーケット以降へ流通することも考慮して地区を選定し、アクションプランを作成するつもりであることを述べた。

- エ 当方より、フェーズⅠにおけるIEEの結果によってはEIAを実施する必要があると認め、EIAは先方の責任で行うべきであると述べた。先方は、環境面への配慮の必要性について認め、フェーズⅠでEIAの実施の必要性が明らかとなった場合は、先方独自で実施することで合意した。
- オ 農産物の市場流通には様々な人間が関与しており、関連する機関も多い。そこで、本件調査の効率的な実施のためには、Steering Committeeの設置が必要であることを当方より説明したところ、先方もその必要性を認め、各レポート説明・協議時等に、同Committeeを召集する旨了承した。（主な構成員はM/Mを参照）なお、商業省は、穀物流通の主管官庁ではあるものの、本件調査の対象である園芸作物等の流通は所管していないことから、今回の構成員案では含めなかった。また、地方自治体（市、郡）については、フェーズⅡで必要があれば含めることとし、フェーズⅠでは地方自治体の主管官庁である地方開発省を構成員に含めることとした。
- カ 当方より、カウンターパート配置に関し、効率的な技術移転の観点から、実施調査団の各団員ごとに必要なカウンターパートを配置するよう要請し、あわせて、これらカウンターパートの現地調査への同行及びこれに係る諸費（交通費、宿泊費及び日当）は先方で負担するよう要請した。これに対して、先方は、農業省を含む関係機関から責任を持って、C/Pを配置するが、中央官庁のスタッフの現地同行は資金的に難しく、現地では各機関の出先機関である各郡の職員（例えば、農業局であれば、DADO）を手配することになろうとの説明があった。
- キ 先方より、本件調査に係る高額な調査用資機材（車輛、コピー機、パソコン、ファックス機）の実施調査団への提供が困難であり、日本側での用意を検討してほしいとの要請があった。当方は、先方よりこの要請があった旨日本側に伝えることを約束した。また、当方より、実施調査団が現地にて調査を実施するにあたり必要な設備を備えた事務所をKathmandu及び調査地域内に提供するよう要請した。先方は、これを妥当とし、調査に必要な調度品を備えた事務所を提供することに合意した。
- ク 当方より、本件調査において技術移転の一環として、日本での研修を行う制度があることを説明し、先方の意向を確認した。先方からは、日本での研修を強く希望する旨が述べられた。
- ケ 当方より、本件調査の結果策定される計画の事業化を促進していく上で、本件で作成されるファイナルレポートは、各国ドナーに広く知らしめるためにも、公開扱いにして欲しい旨説明を行い、これに先方は合意した。

2-2 実施細則 (S/W) 変更点概要

実施細則 (S/W) 協議において、先方からは大きな議論となるような異議はなかったが、以下の点について先方と協議の上、修正を行った。

(1) 署名者と実施機関

当初、先方の署名者として、農業省農業局及び農業省畜産局の両局長を想定していたが、先方からは、農業省が一括して本調査の責任を負うとの考えから、農業省次官補を署名者とする事としたいとの説明があり、先方の意向に沿って変更を行なった。

また、実施機関については、当初署名者同様農業省農業局及び農業省畜産局が実施機関となることを想定していたが、先方からは、農業省が農業省内外及びその他非公的機関の調整を行う役を担い、農業省農業局市場開発課が、農業省畜産局と協力して実施機関としての役割を果たす事としたいとの説明があり、先方の意向に沿って変更を行った。

(2) 調査内容

当初本件の調査対象に、牛乳を含んでいたが、先方からは、現在ネパールにおいて、牛乳の生産及び市場流通は比較的整備されていること、また、牛乳については、酪農開発公社 (DDC) が所管しているとの理由で、調査対象に特に含める必要はなく、S/Wの調査項目から除外するようとの意見があった。また、事前調査の中で、牛乳の市場流通については、DDC以外にも、民間の参入が見られ、特に開発調査の中心的な対象とはしないこととし、調査項目から「Milk Plant」を削除した。

2-3 協議議事録 (M/M) 記載内容の概略

先方機関との協議の結果、M/Mに記載した内容は以下のとおりである。

- (1) 本調査における現地踏査は、治安上問題のない場所で実施し、特にフェーズIIにおいては選定した地区においてアクションプラン策定のための調査を実施するが、治安上の問題が生じた場合は、日本側の判断で地区を変更することができる。
- (2) 本調査は、園芸作物 (主要香辛料を含む)、家畜/畜産物及び水産物を対象として実施するが、フェーズIIで選定する地区は、野菜及び果実に関して、他ドナーで農産物市場開発事業が実施されている地域は除外する。
- (3) 初期環境調査 (IEE) の結果、フェーズIIで環境影響評価 (EIA) の実施が必要となった場合には、ネパール側が独自の予算で実施する。
- (4) 本調査をスムーズかつ効率的に実施するために、本調査開始までに各関係機関を構成員とするステアリングコミッティを設置する。基本的には、実施調査団が各レポートの説明を行う時に委員会を開催する。(主な構成員は議事録 (M/M) を参照)
- (5) ネパール側は、各関係機関から実施調査団の各団員に対して、必要なカウンターパート

を配置し、配置に係る経費（日当、宿泊費及び交通費を含む）を負担する。

- (6) ネパール側から、本調査のための車両（運転手を含む）、コピー機、コンピューター及びファックスの調達は困難であるとの発言があり、日本側で調達してほしいとの希望が述べられた。また、ネパール側は、実施調査団用に、机、椅子、電気及び電話線を備えた事務所をKathmandu及び調査地に提供する。
- (7) ネパール側より、当方に対し、効率的な技術移転の観点から、C/Pの本邦研修を希望する旨が述べられた。事前調査団は、この要請を日本側に通知する。
- (8) ファイナルレポートは公開扱いとする。

第3章 プロジェクトの背景

3-1 要請の背景と経緯

ネパールは、人口2,100万1,000人、総面積14万7,181km²の国土を有し、北端はヒマラヤ山脈、南端はガンジス平原で囲まれており、気象、地形的に山岳地帯、丘陵地帯及びテライ地帯（平野）の3つの生態系に分けられる。これら特徴ある生態系を反映して、様々な畜産物及び水産物を含めた農産物が生産されており、農業（1995/96年現在、林業及び漁業を含む）は、GDPの40%、就業人口の80%を占める最も重要な産業の1つとなっている。

これまでネパールにおいては、海外からの投資を含め多くの資金が農業セクターにつき込まれた結果、農産物生産量は増加し、各地域でその地域に適合した商品価値の高い農作物の生産が行なわれるようになった。さらに、近年の人口増やこれに伴う都市化によって、農産物市場を取り巻く環境は大きく変化しつつある。しかしながら、市場経済政策がとられまだ間もないこともあり、農家の市場に対する関心は低く、農家を刺激するような市場流通システム・インフラも未整備のため、余剰農産物が効率的に市場に出回らないという問題が生じている。

ネパールは1995年、ADBの協力のもと、向こう20年間にわたる「長期農業計画（APP）（1995/96年～2014/15年）」を策定した。本計画においては、農産物生産量の増加を中心課題として様々な目標が掲げられている。その中には、市場のニーズに基づく計画的生産や農産物の多様化の実現のために農産物市場開発と流通システムの強化が必要性的についても述べられているが、農産物市場開発のための具体的な計画（戦略やアクションプラン）は示されていない。

かかる状況のもと、ネパール政府は、APPに沿った農産物市場開発戦略が必要との理由から、1998年10月、我が国に対して農産物市場開発計画策定に係る開発調査の実施を要請してきた。

そこで、我が国はネパールの要請に対し、1999年11月事前調査団を派遣し、同年12月7日実施細則（S/W）を締結した。

3-2 関係機関の概要

3-2-1 行政組織

農産物流通の行政機関としては、農業省がそれを所管していることから、本件調査に関しては、一義的なカウンターパート機関となるが、以下の省・委員会とも関係がある。（ネパール中央行政機構は図3-1を参照）なお農業省内部（農業省機構は図3-2を参照）には以下エ～カの組織がある。

ア 国家計画委員会

各省の政策の上位に位置づけられる国家5か年計画（現在は第9次国家計画（1996-2000年）下にある。）を所管している。具体的には農業課が担当している。

イ 大蔵省

援助の窓口機関、具体的にはこのうちの海外援助調整課が担当している。

ウ 地方開発省

卸売市場、集出荷所の整備・運営は地方自治体の所管であり、地方自治体運営を所管する中央組織である当省は本案件と関係している。

エ 農業省計画局 (Planning Division)

組織図上、農業局と畜産局に並列の位置にある課で、援助の窓口課であると同時に、農業局、畜産局、協同組合局等の企画を調整する役割を有していることから、本件調査のステアリングコミッティーの議長もここから出すことが適当とされた。

オ 農業局 (農業局機構は図3-3を参照)

中央組織としては、10課、1研修所がある。

地方組織としては、5つの開発地域に各地域事務所 (RAD)、農業研修所、土壌分析研究所、種苗研究所、植物防疫研究所、75の地区に地区事務所 (DADO、図3-4を参照) さらに359の農業サービスセンター (ASC)、375の農業サービスサブセンター (ASSC) がある。

生産振興のために果樹開発課、野菜開発課、水産開発課、作物開発課の4課があるが、流通分野に関しては、流通開発課1課 (流通開発課組織は図3-5を参照) があるのみで、地方組織としても開発地域事務所及び地区事務所に担当がいるに過ぎず、Chitawanのように卸売市場を抱えているDADOであっても有効な仕組みとはなっていない (市場情報の収集をしているものの、その情報提供ができていない。) 本件調査関連としては、流通開発課のほかに、農産物の集出荷に不可欠な農家組織化に関係する協同組合局があり、これはステアリングコミッティーメンバーに含めている。

本件調査で対象としている園芸作物、水産物の流通は、仕組み上は当該農業局所管であり、FAO、ADB等国际機関の支援もあって、中央の担当者は、これら流通の課題・問題等の把握を相当程度進めてきていると考えられる。しかしながら、地方に下部組織を持たないことから、具体的な政策・施策実施が可能ではなく、実効ある事業実施のためには、農業局内 (地方組織も含めて) での流通課題に対する組織強化が必要と考えられる。

カ 畜産局 (畜産局機構は図3-6を参照)

中央組織としては、家畜衛生課及び家畜生産課の2課を基本としてこれを支援する企画、評価、総務、経理の係がある。

地方組織としては、5つの開発地域に各畜産研修所と家畜 (獣医) サービス事務所 (RLS0)、75の地区に家畜 (獣医) サービス事務所 (DLS0) さらに359の家畜 (獣医) サービスセンター (LSC) 及び640のサブセンター (LSSC) がある。

組織図からわかるとおり、診療・予防接種等の獣医サービス及び人工授精等の生産振興

サービスが畜産局の主要業務であり、畜産物流通に関しては、本局に2、3名の行政官からなるユニットがあるのみである。

3-2-2 農産物市場流通関連組織

農産物流通の全国的なネットワークが整備されていないことから理解できるとおり、全国的な流通関連組織は存在しない。ただし、卸売市場、小売り市場、バザール、集出荷場（的なものも含めて）等農産物流通の拠点には、各規模にあった担い手グループが存在している。

卸売市場には、通常、土地提供者である地方自治体、卸売業者の代表、トレーダーの代表者、（時には運送業者の代表）等からなる運営のための委員会（図3-7）が設置され、市場利用料の徴収ほか利害調整を行っている。卸売市場があるところには卸売業者の協会（Pokhara等で見られる）があり、集出荷場のように生産地に近いところでは、農家グループが存在している（Dhusa等で見られる）こともある。山羊、水牛の卸売市場では、コントラクターと呼ばれる市場開設者が存在し、市場利用料の徴収、開催日の広報等主要な業務を取り仕切っており、行政側はほとんど関与しないままの流通が行われている。

生産者の組織化はまだ進んではおらず、全国流通のみならず、地域の流通に関しても影響力を及ぼせるようなものはない。

3-3 他国援助機関の動向

農産物流通改善については、以下のとおり、FAO、UNDP、UNCDF等が、具体的にプロジェクトとして実施してきたもの及び現在策定中のマスタープランが存在する。

(1) "Support to New Kalimati Market" 1995-1999

Kathmandu市内に野菜・果実及び水産物の卸売市場を整備するプロジェクトで、既存のマーケットがあったKathmanduの西部Kalimatiに園芸作物及び水産物の卸売市場が建設された。

(2) "Small Marketing Infrastructure Project" 1996-1999

野菜・果実についてKathmandu及びPokharaの2都市向けの流通改善を目的とし、主として中央開発区、東部開発区及び西部開発区において2か所の卸売市場、5か所の地方市場、12か所の集出荷場を整備し（表3-1）、受益農家グループ等を対象に、流通改善のための講習も行っている。

(3) "Master Plan for Agricultural Marketing in Kathmandu Valley" 1999-2001

園芸作物について、Kathmandu盆地内の流通改善ため、既に手狭になったKalimati卸売市場のほかに3か所の卸売市場を設置することを主たる内容としたマスタープランの策定を開始し

ている。

いずれも主として、Kathmandu盆地を中心に、農産物市場流通に係るインフラ整備を目的としたものであり全国レベルのものではないこと及び上記(1)に水産物が含まれる以外は、園芸作物に限定的事であることから、本件との重複部分は少ないと判断された。また、ネパール側からは、これらの計画・プロジェクトはマーケット間の連携、関係組織の連携についてはあまり考慮されていないとの指摘もあった。

また、畜産関係ではADBの支援により、作成された2010年を目標としたマスタープランがあり、流通関係の取り組みはあまり提案されていないものの1990年代半ばの畜産物流通について相当情報を収集したものとなっている。

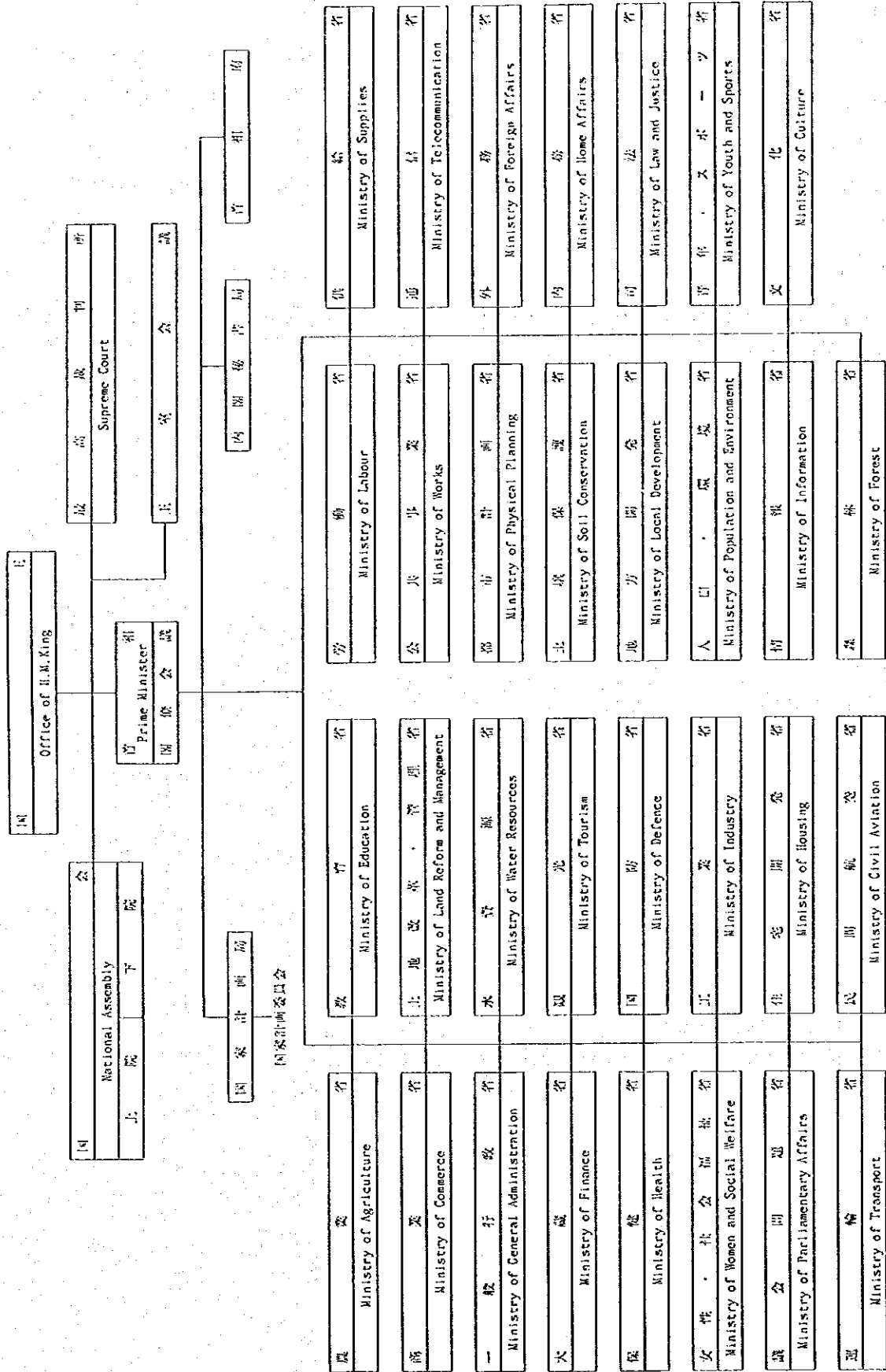
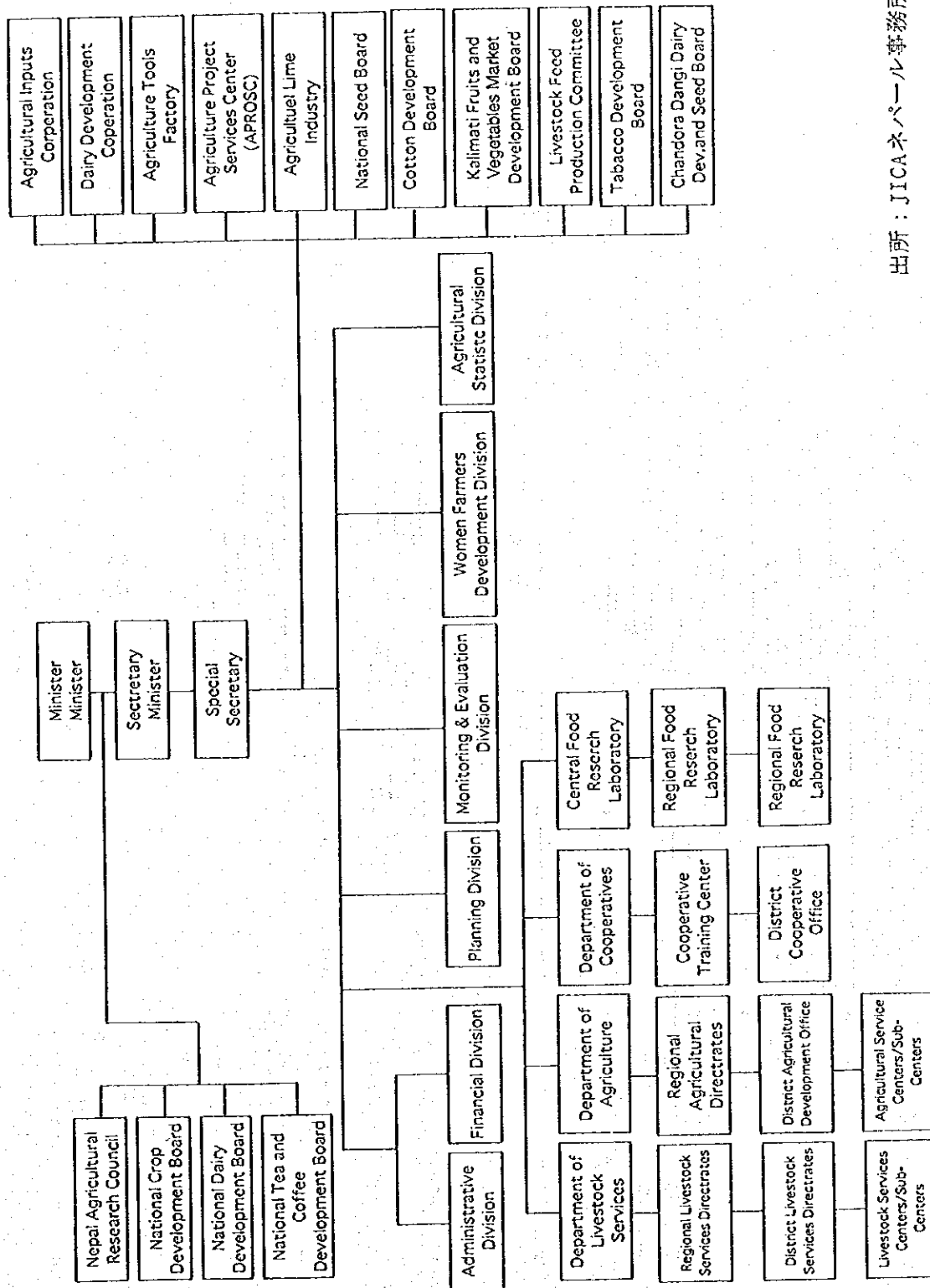
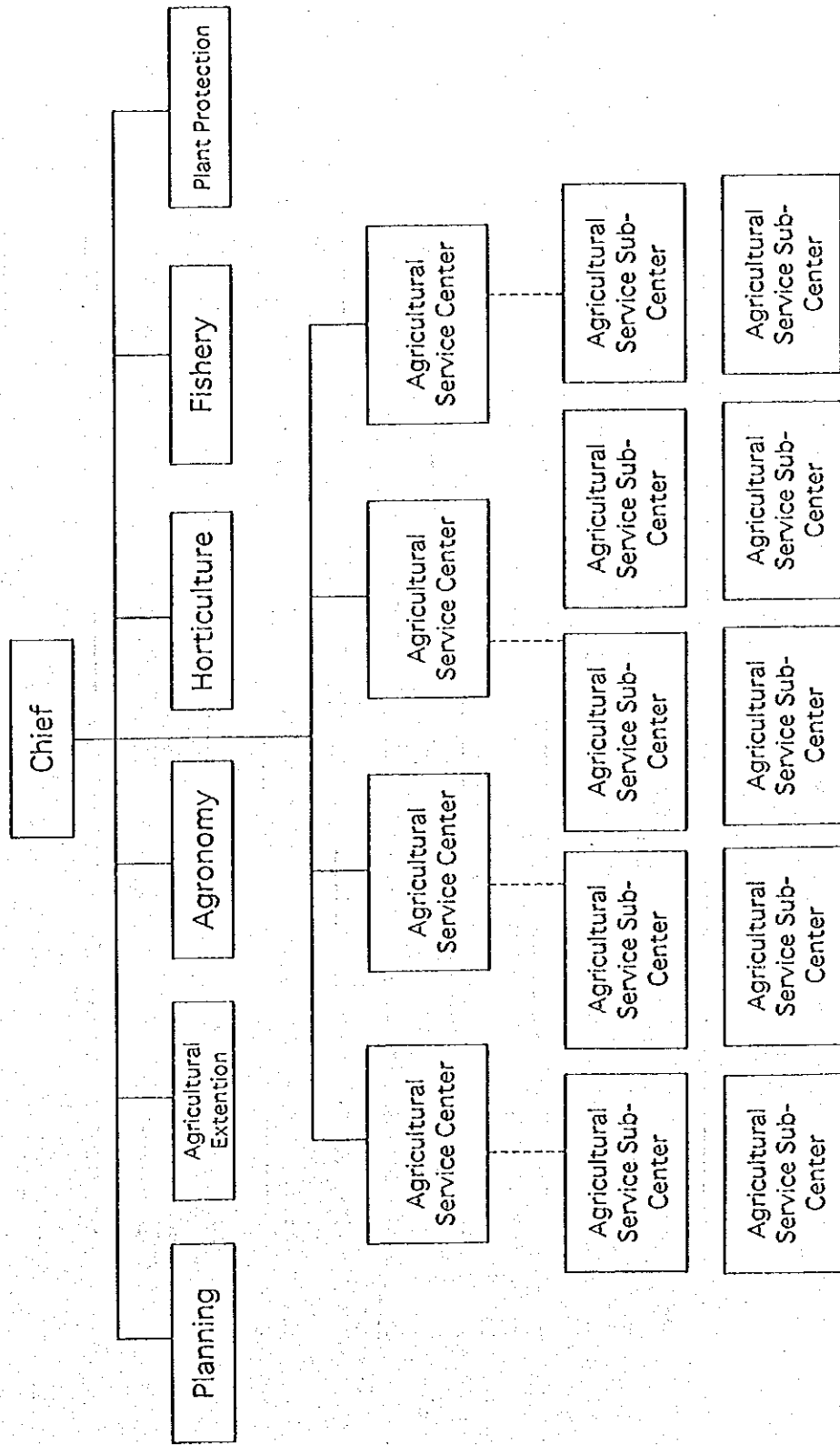


図 3-1 ネパール中央行政組織図 (1995年9月現在)



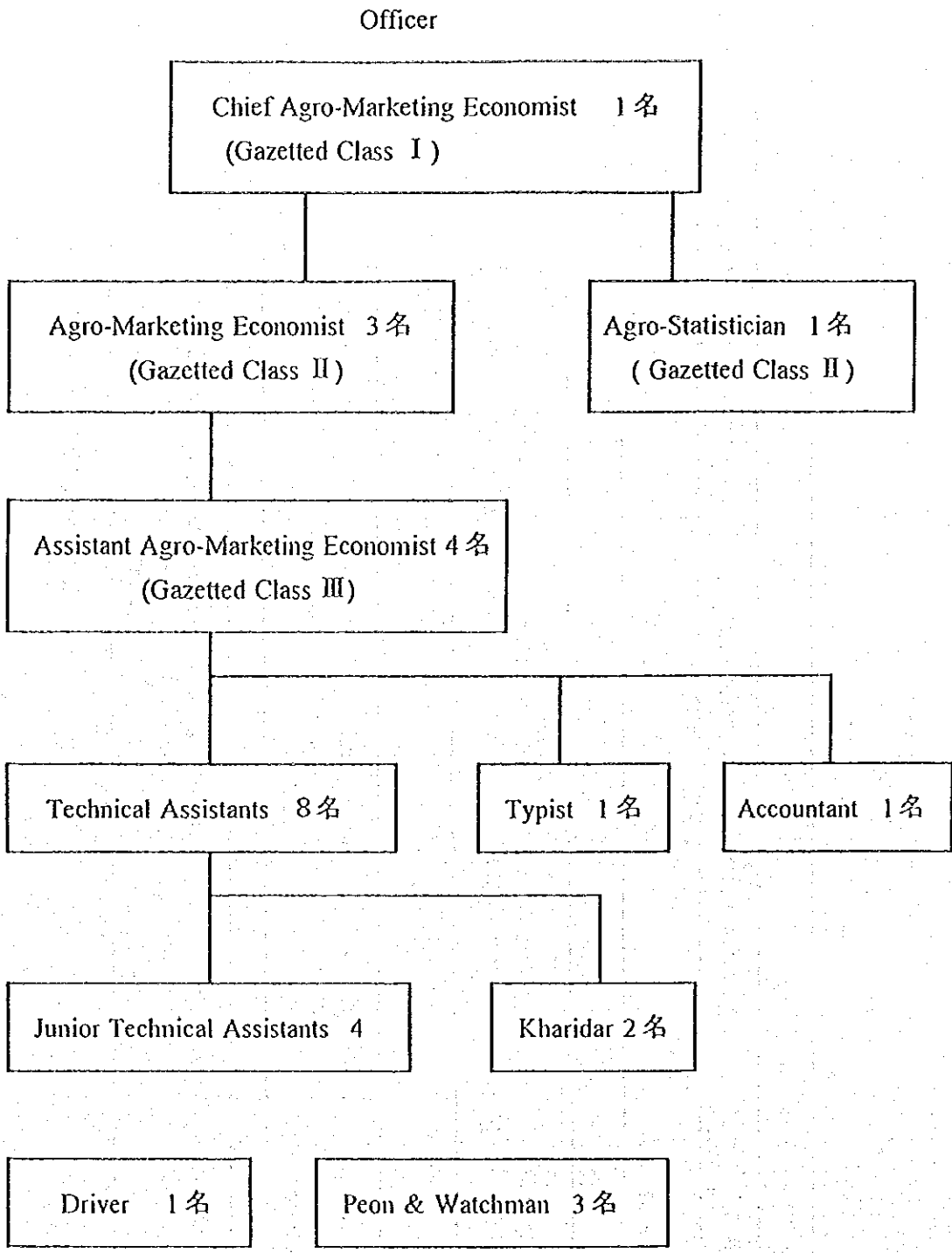
出所：JICAネパール事務所より入手

図 3 - 2 農業省行政組織図



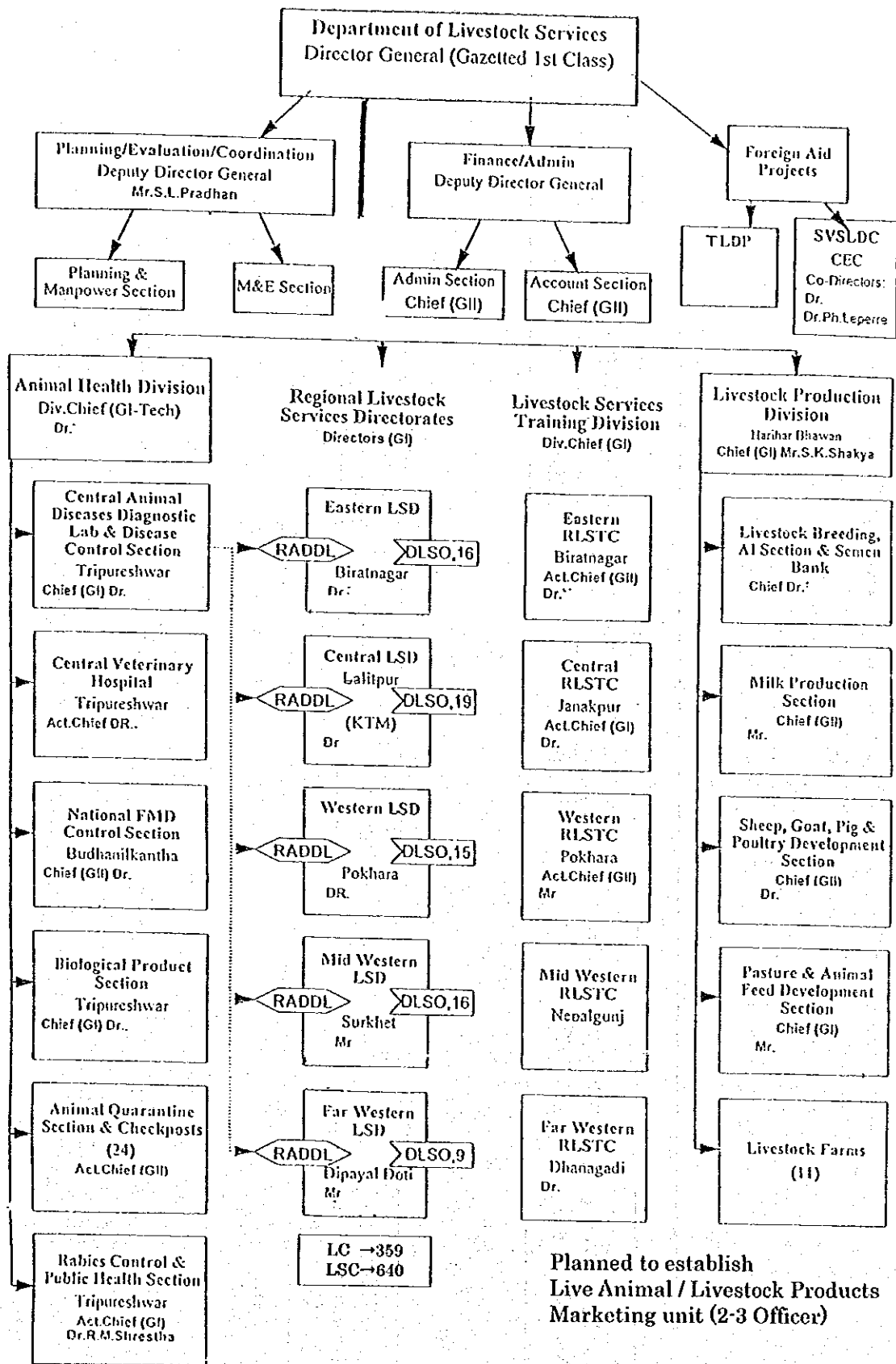
出所：農業局Chitawan郡事務所より聞き取りにて作成

図 3 - 4 農業局郡事務所 (DADO) 組織図



出所：農業局市場開発課の聞き取りによって作成

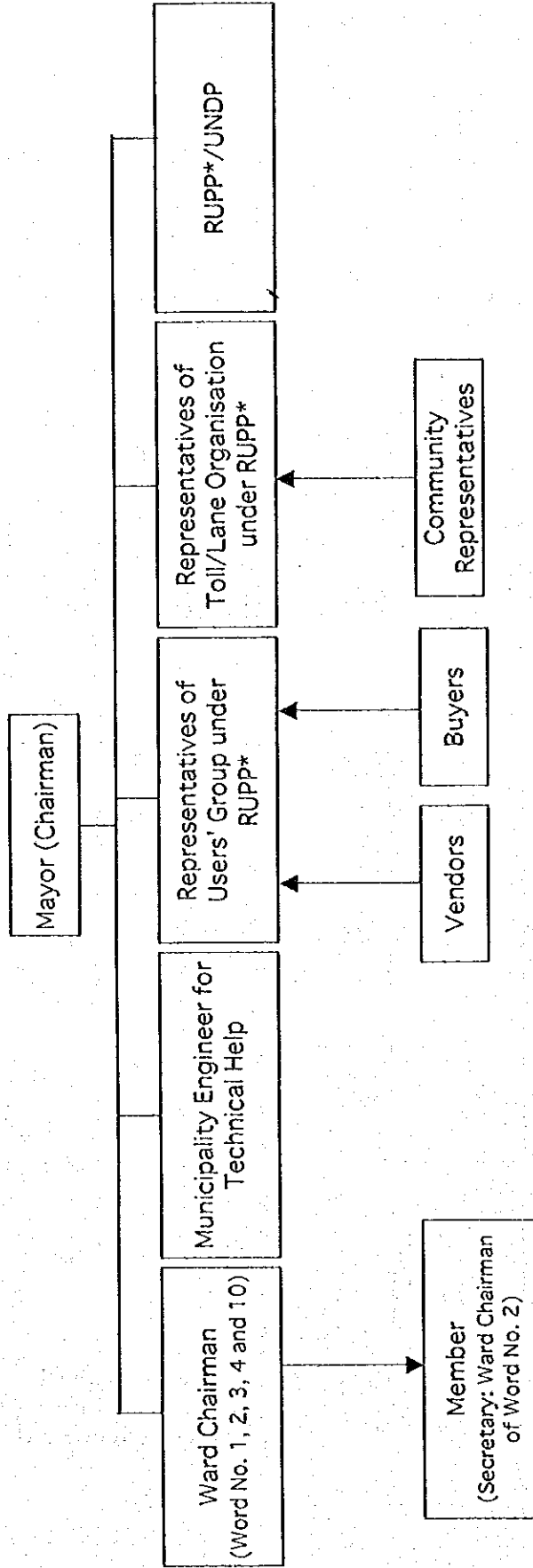
図 3 - 5 市場開発課 (MDD) 組織図



出所：農業省畜産局より入手

図3-6 畜産局組織図

Balkumari Retail Vegetable Market Management Committee



*) RUPEE: Rural Urban Partnership Program

出所：農業局郡事務所の聞き取りによって作成

図 3-7 地方市場運営委員会組織図 (Chitawan郡の事例)

表3-1 Small Marketing Infrastructure Project一覽

No.	Type of Infrastructure	Place	District
1	Collection Center		Sindhuli
2	Collection / Farmers' Market	Janakpur	Dhanusha
3	Trading Center	Dhalkebar	Dhanusha
4	Collection Center	Bardibas	Mohattari
5	Collection Center	Lalbandi	Sarlahi
6	Collection Center	Nawalpur	Sarlahi
7	Collection Center	Sarruhatta	Rautahat
8	Collection Center	Handikhola	Makawanpur
9	Collection Center	Charikot	Dolakha
10	Collection Center	Jiri	Dolakha
11	Collection Center	Tinpiple	Kavare
12	Collection Center	Tamaghat	Kavare
13	Retail Market	Jawalakhel	Lalitpur
14	Collection Center	Dharke	Dhading
15	Collection Center	Dhusa 1	Dhading
16	Collection Center	Dhusa 2	Dhading
17	Wholesale Market	Narayanghat	Chitawan
18	Retail Market	Damauli	Tanahun
19	Wholesale Market	Pokhara	Kaski

出所：農業局市場開發課より入手

第4章 ネパールの現況

4-1 基本概況

ネパールの基本概況は以下のとおりである。リ (1999.7.7現在)

(1) 一般事情

正式国名	ネパール王国 (Kingdom of Nepal)
面積	14万7,000km ²
人口	2,200万人 (1998年世銀アトラス)
人口増加率	2.7% (1990~96年平均、98年世銀アトラス)
首都	Kathmandu
人種	リンブー、ライ、タマン、ネワール、グルン、マガル、タカリー、 バフン、チェットリ、マイティリ、タルー等
言語	ネパール語
宗教	ヒンドゥー教 (国教)
識字率	28% (1995年、UNICEF「世界子供白書1998」)
略史	1769年、現在のシャー王朝初代プリトゥビ大王による国家統一。 1845年からラナ将軍家による専制政治が行われていたが、1951年イン ドの調停のもとに王制復古。

(2) 政治

政治体制	政体立憲君主制、議会二院制 (上院60議席、下院205議席)
国王	ビレンドラ・ビール・ビクラム・シャー・デーヴ
首相	クリシュナ・プラサド・バットライ

(3) 経済

主要産業	農業、カーペット、既製服、観光
GNP	48億ドル (1997年、ネパール中央銀行)
一人当たりGNP	210ドル (1997年、世銀)
GDP実質成長率	4.7% (1996/97年度、対前年度比)
物価上昇率	8.1% (1996/97年度、政府経済サーベイ)
失業率	4.9% (1997年、政府経済調査)
外貨準備高	7億3,288万ドル (1997年、政府経済調査)
DSR	7.7% (1996年)
総貿易額	輸出: 4億1,000万ドル (1997/98年、FOB)

	輸入：13億2,500万ドル（1997/98年、CIF）
主要貿易品目	輸出：金、既製服、カーペット、皮革及革製品 輸入：石油製品、機械機器及び部品
主要貿易相手国	輸出：ドイツ、アメリカ、インド 輸入：インド、シンガポール、日本
通貨	ルピー
為替レート	1米ドル＝約67.7ネパール・ルピー（98年10月） 1ネパール・ルピー＝約1.9円

4-2 自然環境

(1) 地 形

ネパールは、中国及びインドに囲まれた典型的な内陸国である。国土は、東西には東経80°から88°、距離にして約850km、南北には北緯30°から36°30′、距離にして約220kmから150kmの東西に長くのびた形をしている。北縁のヒマラヤ山脈から南縁のテライ平原へ向けて、急傾斜を形成しており、その傾斜面を大きく3つの水系が流下している。これら水系によって、国土は南北に分断され、山岳、丘陵地帯の表土を持ち去ってしまう。特に、こうした地形は、南北に国土をいくつにも分断し、道路等基礎インフラの整備を困難にしている。

(2) 気 候

ネパールの1年の気候は概して、雨の降らない冬を中心とした乾期と大量の雨の降る夏を中心とした雨期に分かれる。しかしながら、上記の(1)で示したように、非常に複雑で多様な地形を反映して、地域によって、気候は大きく異なっている。

丘陵地帯に位置する首都カトマンズ(標高1,330m)における年間の最低気温は1月の10.4℃、最高が8月の24.3℃と、日本と比べ年格差は小さい。Kathmanduでは年間1,500mm前後、同じ丘陵地帯に属するPokharaでは3,000mm以上の降雨がもたらされる。農業としては、テライ平原が開けるまでは農業がもっとも盛んであった場所でもあり、現在においても穀物、野菜、畜産等様々な形態の農業が営まれている。

また、現在ネパールにおいて農業活動がもっとも盛んとされるテライ平原においては、最高気温は30℃前後、最低気温は15℃前後となっており、丘陵地帯に比べ平均して気温が年中高い。年間降雨は丘陵地帯とほぼ同じ程度の1,500mm程度となっている。コメをはじめとする作物生産がもっとも活発な地域で、インドとの交易も盛んである。

標高4,000mを越える山岳地帯では、厳しい寒冷な気候で農耕はあまり活発ではなく、ヤクなどの牧畜を中心とした生業が営まれている。

(3) 生態的土地区分

上記(1)及び(2)に基づいて、ネパールでは全土を生態的観点から、山岳地帯、丘陵地帯、平野部（テライ）の3つに国土を区分している。

4-3 社会経済

(1) 社会

ネパールは狭い国土の中に多様な人種、民族、言語、文化を抱えている。人種としてはチベット・ネパール系人種群（ボテ系カースト ネワール、タマン、グルン、マガール、リンブー、シェルパ、タカリー等）とインド・ネパール系人種群（バフン、チェットリ、マイティリ、タルー等）に区分される。言語区分としては前者はチベット・ビルマ語族群、後者はインド・アーリア語系言語を母語としているが、ネパール全域を通じネパール語を国語としている。また宗教は世界で唯一ヒンドゥー教を国家宗教として定めており、国民の大多数はヒンドゥー教徒だが、少数ながらキリスト教徒、イスラム教徒も存在する。ヒンドゥー教と密接な関係をもつカースト制度は民族とその生活・文化と深く関わりあっており、近年緩やかになりつつあるとはいうものの、カースト間差別、職業の世襲、カースト間結婚への排他性、男尊女卑などの社会慣習は依然として存在する。

物資・情報・文化等はインドから流れてくるものが多いため、地域的には、北部山岳地域よりも南部テライ地域の方が、発展の度合いが高い。道路や電気等のインフラ整備もこれを加速する方向に進んで来ている。すなわちインド系文化の影響と開発の過程において地域間格差の拡大傾向が見られ、近代化から取り残される地域が発生するという事態が生じている。Kathmandu盆地を中心とする中央首都圏とそれ以外の地方（とりわけ北部山岳域）との比較においても同様の格差が生じている。

(2) 経済

近年ネパールにおいては第2、3次産業のGDP構成比は拡大傾向にあるが、依然として経済は農業部門に大きく依存（GDPの約4割、就業人口の約8割）している。毎年のGDP成長率はその年の農作物の収穫に左右され、1人当たりのGNPが210米ドル（97年）と発展段階の低い後発開発途上国の1つであり、貧困撲滅が政府の最重要課題の1つである。97年より第9次5か年計画が開始され、経済の活性化を促す投資及び環境整備に重点が置かれており、開発政策の新たな視点として外国投資の促進、環境保全、初・中等教育改革、水資源・電源開発等が挙げられている。

ネパールは北部側国境を中国と、南部側国境をインドと接しているため両国との交流が盛んで、政治・経済的な意味ではインドがネパールの生命線を握っていると言っても過言ではな

い。両国の経済力の差から来るネパール経済の周縁性、オープンボーダーと呼ばれる開放国境を挟んだ緊密な経済関係、内陸国ネパールにとって第三国への通過路としてのインド、印中関係上のネパールの重要性等はすべて、インドとネパールの関係を常にインド優位とする要素である。ネパール国内における市場流通についてもインド系資本のかかわりは大きい。

- 1) 外務省ホームページ 外交政策/各国地域情勢/各国・地域事情と日本の関係/アジア州/ネパールより一部抜粋 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/world/kankei/a_nepal.html)

参考文献：ネパール国別援助研究会報告書（JICA/1993年）

Record on Nepalese Development-- NEPAL DISTRICT PROFILE
(NATIONAL RESEARCH ASSOCIATES NEPAL/1999)

もっと知りたいネパール（石井薄編/1996年）

外務省ホームページ 外交政策/各国地域情勢/各国・地域事情と日本の関係/アジア州/ネパール王国より一部 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/world/kankei/a_nepal.html)

Kathmandu盆地灌漑改善計画実施調査 主報告書（JICA/1995年）

第5章 ネパールの農産物市場流通の現況及び問題点

5-1 園芸作物市場流通

(1) 園芸作物の生産・流通に係る周辺事情

園芸作物については、従来は自家消費及び域内消費用としての栽培が中心であったが、生産振興策の浸透とともに平野部及び丘陵地帯の都市周辺部を中心に生産量は年々増加しており、市場への供給量も増加している。また、これに伴い消費量も拡大傾向にある。(表5-1及び表5-2)

この生産・需要双方の増加傾向は当面、続くものとみられ、また、農業気象条件の多様性を活かし各種野菜・果実の栽培が可能であること等から、政府においてもAPP等の中で園芸作物を農家所得増加策の1つの柱として位置づけており、また、園芸作物に関する20年計画(Horticultural Master Plan, 1992)も策定されている。¹⁾

しかし、国内生産量が増加する一方で、タマネギ、ジャガイモ、柑橘類等を中心に輸入品が市場で大きな位置を占めており、これらに対する国内産品の市場競争力の向上、販路の確保が喫緊の課題となっている。

(2) 園芸作物市場流通の現況について

ア 流通の概要

園芸作物の流通については、これまでは生産地近郊の定期市場等において、生産者の直接販売が主流であった。しかし、近年、道路事情の一部改善、都市人口の増加、卸売・小売市場等の設置により流通経路は多様化しており、農産物が生産者から消費者へ届くまでの集荷過程に多くの業者が介在するようになっている。²⁾ (図5-1)

イ 産地の集出荷動向

産地での集出荷に関し、生産者の組織化は進んでいない。また、生産規模が零細であること、道路事情が悪いこと等から生産者自らが運搬手段(トラック等)を持っていることは少ない。このため、市場近郊の農家では生産者が直接、市場に竹カゴに詰めた生産物を徒歩、自転車等で出荷しているが、それ以外の場合については、集荷業者(Trader)が農家の庭先、あるいは幹線道路沿いで生産者から生産物を買取り、市場まで運ぶというのが一般的な状況である。

しかし、近年、NGOの指導等により一部の産地においては生産者が組織化を行い、集出荷施設(Collection Center)を設け共同出荷を行っている事例もみられる。

ウ 輸入園芸作物の流通

輸入園芸作物については、主にインド、チベットからジャガイモ、タマネギ、リンゴ、ナシなどが入ってきており、これらは仲介業者（Trader）により、大型トラック等により大ロットで卸売市場に持ち込まれ、卸売業者を通じて、小売業者や他市場の卸売業者に分荷され、消費者まで流通している。

輸入品については、国内の端境期においては、供給不足を補うものであるが、収穫期においても、安価で大量に入ってくるため、競合する国内産品の販路縮小、価格低下を招いている。

エ 卸売市場

（ア）市場施設

園芸作物市場は、ネパール政府により設置されたものが約30か所（小売市場、集出荷所を含む）、その他、地方自治体により運営されている定期市場が約924か所ある。市場施設は、ほとんどの市場において、上水道、トイレ、場内の舗装、屋根等の基本的施設の整備が遅れている。¹⁾

（イ）市場の運営

市場の運営は、主に市（Municipality）、町村開発委員会（VDC）により行われており、市場使用料の設定・徴収、施設の補修等を行っている。市場使用料は、卸売場の賃貸料のみを徴収しており、日本の卸売市場のような売上高に応じた使用料の設定はない。

（ウ）取引方法等

卸売市場内における取引については、日本のような卸売業者の手数料、買付方法に対する規定はなく、卸売業者の最低卸売数量が決められているだけであり、その他の取引に関する特別な規定もない。

卸売業者の集荷は、生産者、集荷業者等からの買付集荷である。小売業者への販売は、全量相対取引である。代金決済については、現金決済が中心であるが、仕入れの際には銀行振込も利用されている。

オ 小売市場等

都市部の卸売市場の周辺には小売市場、Bazaarが形成されており、小売業者が卸売市場から買い付けたものを販売している他、市場の集客力をあてにして近郊の生産者が直接、農産物を売りにきている。また、卸売市場から離れた小売市場（小売店）、Bazaarにおいては、仕入れは卸売市場からだけでなく、生産者からの買付けも多くなるようである。

また、小売市場等の利用者には消費者だけでなく、自転車や荷車による多くの行商人がお

り、これらの行商人により郊外の消費者にまで農産物が届けられている。

カ 全国園芸作物市場流通インフラ

農業省農業局市場開発課より入手した全国の園芸作物に係る市場流通インフラは表5-3のとおりである。また、これらの位置図は図5-2に示してある。

キ 現地調査による卸売市場等の概要

(ア) Dhusa園芸作物集出荷所 I (Dhading郡)

a 施設設置の目的

当地では、これまで生産者が個別に集荷業者 (Trader) へ生産物を販売していたが、生産者が市況情報を持っていないことから、いわゆる「買ったたき」に会う場合があり、これを防止し、生産者価格の安定、出荷コストの低減を図ることを目的として共同集出荷所が設置された。

また、名称は集出荷所であるが、集められた農産物は基本的に集出荷所内で集荷業者に販売されることから、産地市場的な機能も有している。

b 施設の概要

Kathmanduまでおよそ100km (車で3時間程度) の幹線道路沿いに位置し、Kathmanduの他、Pokhara、Chitawanの市場へも出荷が可能であるという立地条件を有する。施設は村役場の敷地内に、UNCDF-FAOの援助 (Small Marketing Infrastructure Project) の1つとして建設され、調査時の2週間前 (1999年11月) に完成したばかりの新しい施設である。

c 運営方法

運営は、生産者、集荷業者、村、農業省郡事務所 (DADO) の代表者によって構成される市場運営委員会 (MMC: Market Management Committee) によって行われている。

毎日150人程度の生産者が利用しているが、現時点での、使用料は計量器の利用1回につき1Rs (約2円) を徴収しているのみである。

(近くに集出荷所IIがあるがそこでは販売価格の3%を使用料として徴収している。)

d 出荷・販売方法

集荷された農産物は、集出荷所へ買付けに来る集荷業者 (毎日15業者程度) へ市場運営委員会を介して販売されている。市場運営委員会は常時、Kathmandu、Pokhara、Chitawanの各市場での価格動向をリサーチしており、価格交渉の際の目安としている。また、集荷業者と価格の折り合いがつかない時には、市場運営委員会によって直接、卸

売市場へ出荷を行うこととしている。この場合には生産者から運送手数料として、販売価格の2%を徴収している。

e 問題点

- (a) 輸送手段の欠如：各生産者は主に徒歩でカゴに入れた農産物(40~50kg/カゴ)を集出荷場まで運んでいるため、時間と労力が多くかかり、集荷効率が悪い。(調査時にトマト1カゴ(40kg程度)を7時間掛けて運んできた生産者もいた。)
- (b) 情報設備の未整備：電話、FAXが無い場合、情報収集は卸売市場に荷を運んだトラック運転手からの聞き取り等により行っている。

(イ) Kalimati園芸作物卸売市場

a 施設概要

Kathmandu盆地内における中核的市場として、UNCDFの援助を受けて建設され、現在の施設は1998年に完成した。市場施設としては、今回の調査の中では最も整っている。

面積は、2万1,629㎡(うち売場面積7,226㎡)。市場管理棟と卸売場の他、小売市場と生産者直売所(Farmers Market)が併設されており、現在、卸売業者259業者、小売業者71業者(1999年11月現在)が入場している。また、生産者市場は1日75~100人の生産者が利用している。(魚の売場施設もあるが、低温貯蔵施設(Ice Plant)が未整備であること等からまだ利用されていない。)

b 集荷の状況

年間14万t程度の園芸作物の入荷があるが、その出荷地別の内訳は、約4割がKathmandu周辺を含む丘陵地域、約4割が平野部、残り2割が主にインド、チベット等から輸入品となっている。(表5-4)このように平野部等域外からの入荷が多く、卸売場がトラックから荷を下ろしやすいようにプラットホーム状になっていることからトラック単位での大きなロットでの集荷が多いものと思われる。

c 取引の状況等

卸売業者は、集荷業者が卸売業者として入場し、卸売を行っている場合が多いのが、Kalimati市場の特徴であるが、おおむね仕入れ値の10~20%程度をマージンとして上乗せし小売業者等に販売している。小売業者はこれに更に15~20%程度のマージンを上乗せし販売しているとみられる。卸売市場内での取引に対する規定は、最低卸売数量が5kgとされている以外は特にない。小売業者は買い付けたものを、自転車、バイク、小型タクシー等で運搬している。

d 市場の運営

地方自治体(Kathmandu市、ラティプール市)、生産者、集荷業者等の代表者からな

る市場開発委員会 (Kalimati Fruits & Vegetable Wholesales Market Development Board、図5-3を参照)により行われているが、この中には政府(農業省)も加わっている。市場開発委員会は、施設使用料として、卸売業者1,200~1,700Rs/月・店、小売業者400Rs/月・店、生産者8Rs/半日(生産者市場は午前・午後に分けて開市しているため)を徴収し市場の運営費に充てている。

e 今後の課題等

Kalimati市場は、既存の市場があった同じ場所を整備したため、Kathmandu市西部の街の中心部に位置しており、周辺道路の交通渋滞等への対応、また、人口の増加等に伴い今後見込まれる需要の増加に対応するための市場スペースの確保、廃棄物の処理等が今後の課題となっている。

(ウ) Pokhara卸売市場 (Kaski郡)

Pokhara市はヒマラヤトレッキング(アンナプルナ山系)の出発点として観光客も多く、丘陵地域では、Kathmanduに次ぐ第2の都市として栄えている。

a 施設概要

市街地の一区画に園芸作物、食肉等の卸売業者、小売業者の店舗が集まって、卸売・小売市場が形成されている。通りを挟んで卸売・小売店舗が並び、店舗から少し離れた道路端に小売の露天商が商いを行っているといった感じで、いわゆる卸売市場施設としての形態はとっていないが、出店料として1日3Rsを市が徴収しており、この収入の一部が付近の道路の補修費等に充てられている。

b 集荷の状況

卸売業者が取扱う園芸作物は、近郊農家で生産されたもののほか、インド産も含め平野部(テライ)から運ばれるバナナ、マメ類、カリフラワー、トマト、キャベツ等が主なものである。(チベット産は扱っていない。)

集荷方法としては、生産者の直接持ち込み、集荷業者によるもののほか、卸売業者が共同集荷も行っている。しかし、共同倉庫もなく、各卸売店舗の貯蔵スペースもそれほど大きくないため集荷ロットはそれほど大きくないと思われる。

c 取引の状況等

卸売業者は、Kalimati市場と同様、集荷業者(この取引相手となる集荷業者は品目により、ほぼ特定の業者が決まっているようである。)と電話での相対取引により、仕入れを行っている。しかし、産地での供給が過剰傾向にある場合等には集荷業者からの依頼により委託集荷も行っている。この場合、卸売業者は卸売価額の10~15%を手数料として受け取っている。通常の買付集荷の場合であれば、卸売業者は仕入れ値の8~10%

のマージンを上乗せして小売業者等に販売をしている。

d 新Pokhara園芸作物卸売市場

現在、UNCDFの援助より新園芸作物卸売市場を建設中であり、2000年3月に完成の予定である。この新市場の運営は市、卸売業者、集荷業者、生産者の代表による市場運営委員会によって行われることとなっているが、使用料等の市場の規約についてはまだ決定していないとのことであった。

新市場には、現在、Pokharaの園芸作物卸売業者協会に加盟している72業者すべてが入場できるよう72の店舗スペースが確保してあり、実際、現在営業を行っているほとんどの卸売業者が新市場へ入場するであろうとのことであった。

Pokharaからは、現在、さらに北西部に向かった道路が建設中であり、新市場が丘陵部における新たな拠点市場となることが期待される。

(エ) Narayanghat園芸作物卸売市場 (Chitawan郡)

平野部と丘陵部を結ぶ幹線道路と平野部を東西に伸びる幹線道路が交叉する地点にあり、ネパール国内の物流拠点、ターミナル市場として位置づけられている。

a 施設概要

市場施設はFAOの援助により建設され、正方形の荷捌き所の周囲を取り囲むように卸売店舗(大20、小26)が配置されている。敷地の広さは十分であると思われるが、荷捌き所が未舗装で、屋根がない等、施設の整備が遅れている。低温貯蔵庫は民間のものが市場の近くにあるが、コストが高い、容量が小さい等の理由によりあまり利用されていないとのことであった。

b 集荷の状況

ナス、インゲン、その他葉菜類等については主に近郊農家から、タマネギ、果実等輸送に耐えるものについては集荷業者を通じて遠隔地(他の郡あるいはインド)から集荷している。卸売業者は、近郊農産物を主に扱う業者と遠隔地農産物を主に扱う業者の2つに分類されるようである。

c 取引の状況等

卸売業者は集荷業者等から相対取引により仕入れを行っているが、取引を優位に進めるため、卸売業者協会が仕入れ価格の調査及び情報提供をしている。

Narayanghat市場へは、近くの公設小売市場からの買出人、荷車、自転車等による行商人、バスを利用して買い出しにくる小売業者等多くの買出人が集まってくるほか、インドからの果実等、大型トラックで大量に持ち込まれるものについては、ここで分荷を行い一部はIlsetauda郡等の他の卸売市場にも転送されている。

d 市場の運営

市場の運営は、地方自治体により行われており、使用料は大型店舗2,000Rs/月、小型店舗1000Rs/月を卸売業者から徴収している。

最低卸売数量は野菜5kg、果実10kgである。

e 今後の課題等

ゴミ処理、市場内の排水不良等施設に関しての問題が生じており、卸売業者から業者協会を通じて、開設者である地方自治体に改善の要望が出されている。

(オ) Birgunj園芸作物卸売市場 (Parsa郡)

a 施設概要

インドとの国境に近い、小規模ローカル市場である。施設としては非常に貧弱であるが、商店街の裏手にある空き地に20の卸売業者が店舗を構え、市場の周囲の路上には生産者や小売業者の露天が集まっており、1つのマーケットが形成されている。

b 取引の状況等

周辺の近郊農家、国境付近のインドの生産者等からカゴ(40~50kg)単位で持ち込まれた農産物を市内の小売業者等向けに販売しており、域内の生産と消費を結びつける役割を果たしている。

c 市場の使用料

市場の管理は地方自治体により行われており、1店舗660Rs/月を卸売業者から徴収している。

(3) 園芸作物流通における問題点

ア 基礎的インフラの不整備

(ア) 平野部を除き、急峻な地形と雨期の降水量が非常に多いこと等から、道路整備が遅れており、産地から消費地までの輸送に多くの時間・労力を要する。

(イ) 輸送時間が長いため、園芸作物等の生鮮食品を広域流通させるためには、集荷場、卸売市場等における低温貯蔵庫の整備、保冷車の活用等が必要であるが、コストが掛かること、電力事情が悪いこと(週に数回、何時間も停電する場合もあり、低温庫の役割を果たさない)等から、これらの施設はほとんど設置されていない。(首都KathmanduのKalimati市場であっても、低温貯蔵庫は建設予定の段階である。)

(ウ) 長時間の輸送中における品質を維持するために産地での加工が有効であるが、産地の規模が小さいこと、組織化が進んでいないことなどから園芸作物の加工施設の設置はほとんどみられない。(産地の農産物加工施設はほとんどが精米・製粉施設であ

る。)

イ 規格・基準の欠如

流通全般において、品質、数量についての規格、基準が曖昧である。このため、流通の効率化のための共同出荷、情報取引等が行いにくい状況にある。

ウ 市場情報の不足

(ア) 産地の集出荷場ですら、電話、ファックス機が無いなど、通信網の整備が遅れており、市場における需給・価格動向等についての情報が生産者まで届きにくい。このため生産者は価格に対する強い不信感をもっている。

(イ) この問題に対処するため政府（農業省）が主要卸売市場（Kathmandu、Pokhara、Chitawan）の価格情報を農産物毎に調査し、ラジオを通じて流しているものの、現時点では品種、規格が一定でない等の理由から生産者からはあまり信頼されておらず、生産者は市場に荷を運んだトラック運転手等からの聞き取りにより市場の情報を得ている。

エ マーケット・マネージメント力の不足

産地での情報不足等もあり生産者側のマネージメント力（営業戦略）が弱く、需給動向を見越した作型の導入、作物・品種の選択等があまり行われておらず、市場へ自主的な影響を与えるに至っていない。

オ 法的規制の欠如

農産物の流通を規制する法律は、食糧管理法、Bazaar and Haat規制法等いくつか存在するものの現時点において有効に機能しているものはなく、総合的な農産物市場法の制定が必要となっている。³⁾

参考文献

- 1) Marketing Policies and Strategies for Increasing Horticultural Production. 「Proceeding of the National Seminar on FRUITS AND VEGETABLE MARKETING IN NEPAL (ANNEX VIII(a))」 1998
- 2) VISION FOR HORTICULTURAL MARKETING IN NEPAL. 「Proceeding of THIRD AGRUCULTURAL MARKETING CONFERENCE」 1998
- 3) ネパールの農業—現状と開発の課題—（改訂版）1992